

**豊田市森づくり構想見直し意見
附属資料(蔵治光一郎 委員)**

機能(サービス)と公益・私益

- CO₂吸収・貯蔵機能
 - 緑のダム(洪水軽減・水源涵養)機能
 - 土砂流出防備・土砂崩壊防備機能
 - 防風・防砂機能
 - 快適環境・景観形成機能
 - 木材生産機能
 - 非木材林産物(山菜、きのこなど)生産機能
- 公益
- 私益

森林の歴史認識(1)

- 森林は個人の財産（明治維新による改革）
 - それより前は、森は地域の共有財産
- 人間にとっての森の恵みは2種類
 - 所有者の恵み： 樹木、きのこ、山菜など
 - 地域全体の恵み： 災害軽減、水資源涵養、水質浄化、景観、生物多様性など
- 森林を個人の財産としてしまったため、「地域の恵み」を保証する制度がなくなった
 - 明治初期： 森林の過剰利用 → 明治30年森林法制定、保安林制度による「私権の制限」
 - その後、私権の制限が困難になり、現在に至る
 - 現在： 森林の過少利用 → 京都府森林適正管理条例(全国初)

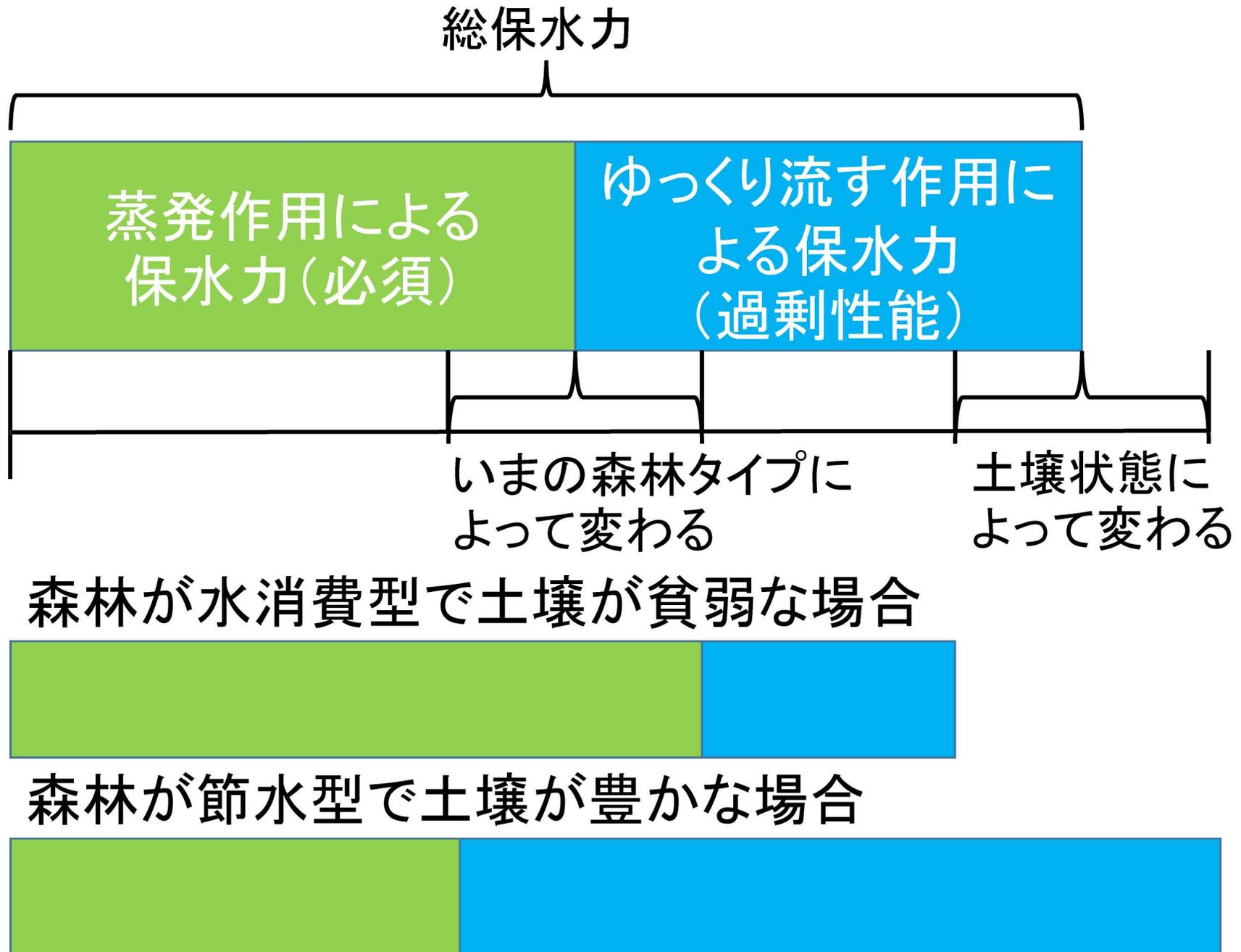
森林の歴史認識(2)

- 森林の「所有者の恵み」の縮小
 - 国民的な木材需要の減少、木材のグローバル商品化、A～D材の価値幅の縮小
 - 化石燃料依存
- 森林の「地域の恵み」の再認識
 - 水資源涵養、水質浄化
 - 水害、土砂災害リスク低減
 - 自然エネルギー
- 「地域の恵み」を保証する手段
 - 保安林における治山事業（森林過剰利用時代の制度を、過少利用時代になっても継続）
 - 補助金という「経済的インセンティブ」（水源基金、森林環境税など） 怠け者ほど得する！

森林の歴史認識(3)

- 過剰利用時代から過少利用時代へ
- 森林の過少利用による「地域の恵み」のマイナスを減らし、プラスを増やす手段とは
- プラスを増やす
 - 森林所有権、管理権の移転、集約
 - 実質的な「共有財産化」
- マイナスを減らす
 - 保水力の低下 → 水害・土砂災害激化、水資源枯渇、水質悪化
 - 山火事（可燃物の増加）
- 科学的根拠に基づき、制度的、経済的、社会的枠組みを考える必要がある

森林の保水力の低下



実質的な共有財産化

- 「木の駅」は、共有の土場を設け、利益を地域で分配する仕組み。共有財産化への第一歩
- 頑張る人が報われる仕組み、「人も森もいきいき」
- 山土場、作業道、境界情報、境界杭も共有財産。田の水路、井堰と同じ
- 大阪府の森林環境税(2016年度開始)では、共有の土場を整備するメニューを用意
- 「共有」は「公有」ではない。行政任せにすると、目的があいまいになり、魂が抜けていき、形骸化し、やがて予算がなくなって、放棄される
- 「公益的機能」ではなく「共益的機能」
- 「共有財産としての地域森林自治」を目指す